

Ama City Guide
2012

あま市暮らしの便利帳
行政インデックス

市役所のご案内	30
防災・救急	36
届出と証明	41
市税	46
医療保険・福祉医療・国民年金	49
健康・福祉	54
子育て・教育	65
住まいと暮らし	72
生涯学習・スポーツ・コミュニティ	86
広報・情報公開	90
議会・選挙	91
公共施設	92

〈 広 告 〉

木のぬくもりを感じる家造り

住まいのことなら何でもお任せ下さい。
地域に密着して皆様の理想の我が家造りのお手伝いを致します。

国家プロジェクト
大工育成塾
塾生受入工務店

サイトウ建築(株)

〒490-1111 あま市甚目寺桑丸56番地

TEL(052)444-0269
FAX(052)444-0879

株式会社
金物のヤマトク

あま市甚目寺乾出29
TEL 052-441-6006

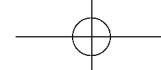


*アルミサッシ・玄関・雨戸・シャッター
*ガラス・ECOガラス・防犯ガラス
*エクステリア・カーポート・フェンス・門扉
*システムキッチン・ユニットバス
*室内建具・建材
*各種リフォーム

快適住宅をめざす
株式会社 サッシセンター フジイ

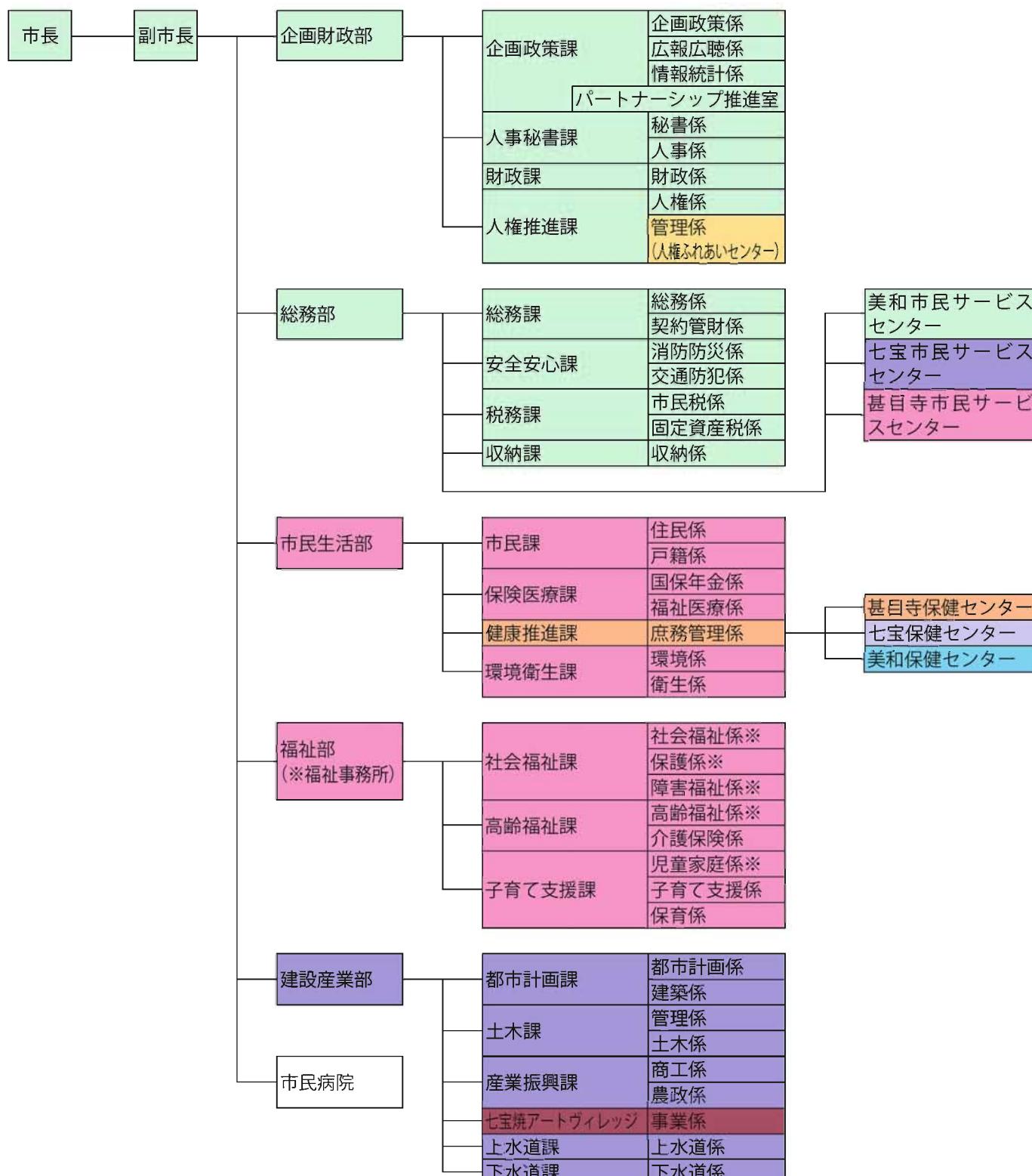


あま市甚目寺流20番地1
TEL.052-442-7761(代)
<http://www.sassi-fujii.co.jp>



市役所のご案内

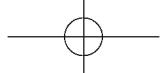
組織機構図



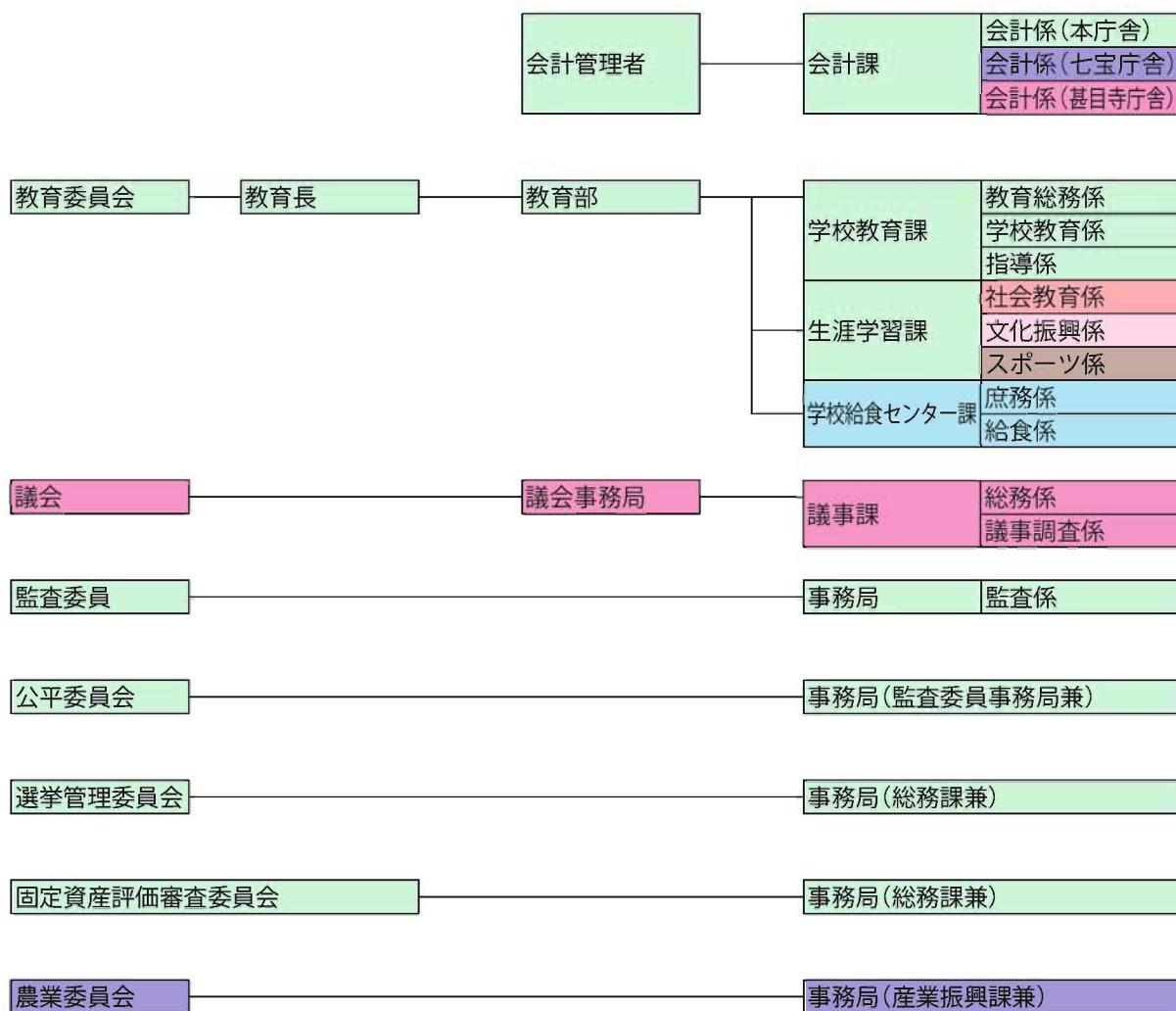
本庁舎
七宝庁舎
甚目寺庁舎
甚目寺総合福祉社会館
七宝焼アートヴィレッジ

美和学校給食センター
市民病院
人権ふれあいセンター
七宝保健センター
美和保健センター

美和公民館
七宝体育馆
美和歴史民俗資料館



市役所のご案内



（広告）

お試しエステ実施中!!

初回お試しとして 施術時間 50分/初回限定
通常価格 ¥6,300→¥2,100~
 (税込)

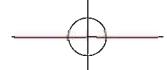
はじめての方へ
 メナードフェイシャルサロンは、素肌のためのいい習慣
 「サロンスキンケア」をご提案しています。
 入会金はございません
完全予約制

エステセラピスト&ビューティーアドバイザー募集中!!

フェイシャルサロン cream

MENARD
JAPAN, SINCE 1959

あま市森2丁目5-15 Tel052-449-3688



市役所の主な業務

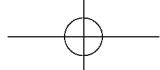
●市長部局

企画財政部

課	係	電話番号	主な業務
企画政策課	企画政策係	444-1712	総合計画、行政改革、土地利用、土地開発公社、地価公示、広域行政、市町村合併
	広報広聴係		広報・広聴、報道関係、市政懇談会、ウェブサイト、陳情・請願
	情報統計係		情報化施策の総合調整、電子自治体構築、情報化推進、各種統計調査
	パートナーシップ推進室		コミュニティ、市民協働、ボランティア、国際交流、市民まつり、NPO
人事秘書課	秘書係	444-1713	秘書用務、儀式・交際、表彰
	人事係		行政組織・事務分掌、職員人事、職員定数管理、給与・福利厚生、研修
財政課	財政係	444-1714	予算編成、基金、交付税、決算統計、財政公表
人権推進課	人権係	444-0398	人権施策の総合的推進、男女共同参画施策、人権擁護委員
	管理係 (人権ふれあいセンター)	444-5393	人権ふれあいセンターの管理運営、甚目寺老人福祉センターの運営管理、改良住宅等の維持管理、甚目寺簡易水道事業(管理関係に限る。)

総務部

課	係	電話番号	主な業務
総務課	総務係	444-1711	庶務、例規、公告式、訴訟、直接請求、情報公開、個人情報保護、市議会との連絡調整、選挙管理委員会、文書、区長、固定資産評価審査委員会、庁舎・公用車管理
	契約管財係		契約、入札、財産管理、寄付
安全安心課	消防防災係	444-0862	消防、防災、水防、防災計画、国民保護計画
	交通防犯係		防犯、交通安全、自衛官募集、交通指導員
税務課	市民税係	444-0509	市県民税、軽自動車税、たばこ税、法人市民税
	固定資産税係		固定資産税
収納課	収納係	444-0413	市税等の徴収・滞納処分、納税証明、納税相談、口座振替の届出
美和市民サービスセンター		444-0968	戸籍・住民基本台帳の届出・証明、印鑑登録、埋火葬許可、医療保険、福祉医療、国民年金、各種福祉の受付
七宝市民サービスセンター		441-7117	地域の情報収集、市税の証明書、戸籍・住民基本台帳の届出・証明、印鑑登録、埋火葬許可、医療保険・福祉医療・国民年金、各種福祉の受付
甚目寺市民サービスセンター		444-3155	地域の情報収集、市税の証明書



■市民生活部

課	係	電話番号	主な業務
市 民 課	住民係	444-3167	住民基本台帳、住民基本台帳ネットワーク、公的個人認証、自動車臨時運行許可、印鑑登録
	戸籍係		戸籍、人口動態調査、埋火葬許可、身分証明
保 険 医 療 課	国保年金係	444-3168	国民健康保険、国民年金
	福祉医療係		後期高齢者医療保険、福祉医療
健 康 推 進 課	庶務管理係	444-1177	甚目寺総合福祉会館の管理運営、地域医療、食品衛生、献血、感染症対策
	七宝保健センター	441-5665	
	美和保健センター	443-3838	健康相談、がん検診、乳幼児健診、各種教室、予防接種、介護予防、自殺対策
	甚目寺保健センター	443-0005	
環 境 衛 生 課	環境係	444-3132	公害対策、土壤汚染、地盤沈下、省エネルギー、地球温暖化対策、鳥獣保護、ホテル等の建築指導、電波障害
	衛生係		ごみ・し尿、廃棄物処理、不法投棄、犬の登録及び狂犬病予防、海部地区環境事務組合、五条広域事務組合、墓地・火葬場、コミュニティプラザ萱津



市役所のご案内

■福祉部(※福祉事務所)

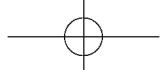
課	係	電話番号	主な業務
社 会 福 祉 課	社会福祉係※	444-3135	社会福祉協議会、民生委員・児童委員、保護司、災害援助、日本赤十字社、戦傷病者等の援護
	保護係※		生活保護、行旅病人・行旅死亡人
	障害福祉係※		障害者手帳(身体・療育・精神)、障害福祉手当、自立支援医療、障害福祉サービス
高 齢 福 祉 課	高齢福祉係※	444-3141	敬老会事業、高齢者福祉サービス事業、老人福祉施設、シルバー人材センター
	介護保険係		介護保険被保険者の資格・認定及び給付、介護保険料、介護保険特別会計、地域包括支援センターの管理運営
子 育 て 支 援 課	児童家庭係※	444-3173	児童福祉の推進計画、児童福祉施設、児童扶養手当、遺児手当、児童手当、ドメスティックバイオレンス、母子福祉
	子育て支援係		子育て相談、子育て支援センター、児童館・憩の家、児童の健全育成、児童クラブ、放課後子ども教室
	保育係		保育園の管理運営、保育園の手続き、保育料、保育相談、親子通園

〈 広 告 〉



お出かけ、お帰りも、
東(東)洋
東海タクシー(株)
☎ 052-444-1919
あま市木田池ノ島55
名鉄津島線 木田駅

あま市暮らしの便利帳



■建設産業部

課	係	電話番号	主な業務
都市計画課	都市計画係	441-7112	都市計画、都市公園、都市計画道路、生産緑地、市街地開発
	建築係		建築規制及び指導、建築確認、開発行為、建築協定、屋外広告物、木造住宅耐震診断及び改修、地区計画
土木課	管理係	441-7113	土木計画、市道、水路、河川、水害統計、土地境界立会等
	土木係		土木工事の調査、設計施工、道路・橋梁・水路及び河川等の災害復旧工事・維持修繕、自転車駐車場
産業振興課	商工係	441-7114	商工業の振興、商工団体・中小企業等協同組合の育成、産業の立地、労働行政、消費者行政、七宝産業会館・甚目寺会館の管理
	農政係		農業の振興、農業団体の育成及び連絡調整、水田農業確立対策、食育、農地法、農業委員会、農業振興地域、病害虫防除対策、家畜伝染病の予防、土地改良事業
七宝焼 アートヴィレッジ	事業係	443-7588	七宝焼アートヴィレッジの管理運営、観光・物産の宣伝、伝統産業の育成
上水道課	上水道係	441-7115	上水道 ※名古屋市上下水道局の給水区域(甚目寺地区)は除く
下水道課	下水道係	441-7116	下水道

市役所のご案内

■市民病院

■会計管理者

課	係	電話番号	主な業務
会計課	会計係(本庁舎)	444-0673 (本庁舎)	現金及び財産の記録管理、決算、指定金融機関の検査及び連絡調整、収納・支払事務
	会計係(七宝庁舎)		市税・使用料及び手数料等の収納
	会計係(甚目寺庁舎)		市税・使用料及び手数料等の収納

●議会事務局

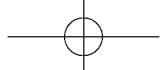
■議会事務局

課	係	電話番号	主な業務
議事課	総務係	444-3174	議員の身分・報酬、儀式・交際、議長会、職員の人事・服務・給与、文書、公印、議場等の管理、事務局予算・会計経理、物品購入・整理保管、議会広報、研修視察等
	議事調査係		本会議、委員会その他会議、議員提出議案、請願・陳情等、会議録、議員の出席席、公聴会、傍聴人、市政全般の調査及び情報提供

（広 告）

Pipe thru パイプの詰まり、一番簡単!
CHECK MAN
水まわりのドクター 上下水道の事ならおまかせ
株式会社
永井水道設備
〒492-8266 稲沢市横地1-15(稲沢市役所南隣り)
TEL(052) 0120-81246-1
URL <http://www.nagai-ww.co.jp>
e-mail info@nagai-ww.co.jp

(有)山田水道工業所
あま市七宝町徳実郷37番地
TEL(052) 441-5333
(052) 444-2159
FAX(052) 444-2919
あま市水道事業・下水道排水設備指定工事店
名古屋市上下水道局指定工事店



●監査委員事務局 兼 公平委員会事務局

■監査委員事務局

課	係	電話番号	主な業務
監査委員事務局	監査係	444-0903	定期監査、隨時監査、例月出納検査、決算等の審査、事務局の予算及び会計経理

■公平委員会事務局

課	係	電話番号	主な業務
公平委員会事務局		444-0903	公平委員会、公平審査、事務局の予算及び会計経理



●教育委員会事務局

■教育部

課	係	電話番号	主な業務
学校教育課	教育総務係	444-0902	教育委員会、後援等名義、学校設置及び廃止、教育事務の調査・統計及び広報、事務局職員等の人事、学校施設
	学校教育係		就学・入学及び転学、教科書等、就学援助、通学路、学校体育、学校医・学校歯科医・学校眼科医・学校薬剤師、幼稚園
	指導係		学校組織編制、教育課程、教育指導・学習指導、県費負担教職員の人事、教職員免許・研修、就学指導、教育相談センター
生涯学習課	社会教育係	442-2261	社会教育委員、青少年及び女性の教育、視聴覚教育、芸術及び文化の普及向上、社会教育団体育成、家庭教育、社会教育施設、公民館、文化会館、図書館
	文化振興係	442-8522	資料館、文化振興、文化財保護
学校給食センター	スポーツ係	441-5001	スポーツ推進委員・地域スポーツ員、社会体育、スポーツ行事及びスポーツ教室等、社会体育団体の指導育成、社会体育施設、学校体育施設開放
	庶務係 給食係	441-7666 (美和学校給食センター)	学校給食センター管理・運営 給食の調理、献立の作成、調理指導、食育の調査研究、給食物資、衛生管理、栄養の調査研究

〈 広 告 〉



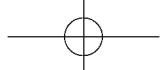

ABIBI
愛美トータル設備 株式会社

お見積りは無料です、まずはご相談下さい。

水漏れ、つまりは24時間受け付け
公共下水接続工事
トイレ・浴室・台所の修理・交換
エクステリア工事全般
オール電化を含むリフォーム全般



あま市篠田生駒田66
052-442-7622
0120-931-710



防災・救急

いざというときのために

●防災

■家族ができる防災対策

地震等災害が発生した際、被害を最小限に防ぐためには、日頃から準備をしておくことが大切です。そのためには、普段から各家庭で防災について学び、下記のような点に気をつけて、家庭での対策をするようにしましょう。



防災
・
救急

《家庭での防災について話し合いの要点チェック》

- 非常持出品の準備
 - 〈貴重品〉 現金(小銭も)、印鑑、預金通帳、身分証明書、保険証等
 - 〈食 品〉 水(1人1日3リットルが目安)、缶詰やレトルト食品などの主食(3日分が目安)、粉ミルク、ほ乳びん
 - 〈衣類関係〉 下着、上着、靴下、軍手、タオル、毛布、雨具等
 - 〈応急医薬品〉 ばんそうこう、傷薬、包帯、消毒液、常備薬、持病の薬等
 - 〈日用品〉 洗面用具、ティッシュペーパー、ヘルメット、防災ずきん、ろうそく、電池、歯ブラシ
 - 〈その他の〉 燃料(コンロ、ガスボンベ等)、ビニールシート、ガムテープ
食器(なべ、わりばし、缶切り、栓抜き)等 その他必要なもの
 - 消火器の設置や正しい使い方
(消火器は初期消火に有効です。家庭でも1つは置くようにしましょう。)
 - 正しい情報の入手方法の確認
(携帯電話、インターネット、ラジオ(電池を確認し用意しましょう。)等)
 - 軽いけがの処置など、協力して行う応急救護の方法
(料理で使うビニールラップは止血にも効果的です。簡単な応急救護の方法について学んでおきましょう。)
 - 地域住民等で協力して行う救出活動の方法
(バール、のこぎり、自動車のジャッキ等の使い方を習得する。救助資機材の保管場所についても、確認しておきましょう。)
 - 避難前の安全確認
(停電から復旧した時に通電火災を防ぐため、電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める習慣を身に付ける。)
 - 家族や近隣の人の安否を確認する方法の確認
(災害用伝言ダイヤル(171)等の使用方法の確認をする。毎月1日や防災週間等に体験利用できます。)
 - 家具の転倒防止など、自分たちでできることの確認、実行
(「自分の身は自分で守る」ために、できることから実践しましょう。)
- ※この他にも、災害時に割れたガラス等を踏まないように、枕元にはスリッパを置いておくなど、ご自身で必要な事を考え、実践するようにしましょう。

（広告）

<http://www.tatematsu-const.co.jp> ☎ 0120-469-112

WB 通気断熱WB工法

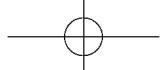
SE構法

海部郡大治町で100年以上の家づくり
人も家も、健康で長生き！

TATEMATSU Construction Co., Ltd.

立松建設株式会社

〒490-1143 愛知県海部郡大治町砂子西腰掛番1895



■災害用伝言ダイヤル 171

災害発生時には電話が混雑し、電話がつながりにくくなることがあります。

「災害用伝言ダイヤル」は被災地内の電話番号を利用して、安否などの情報を音声により伝達する「声の伝言板」で、災害時に限定して利用可能となります。

全国の一般電話、公衆電話、携帯電話から利用することができます。

○伝言を入れたいとき

171-2-052-□□□-□□□

案内放送が流れます

自宅の電話番号を入力します

●伝言を聞きたいとき

171-2-052-□□□-□□□

案内放送が流れます

自宅の電話番号を入力します

■災害情報を調べるには

災害の危険がある場合には、気象情報や災害情報に注意し、安全に避難することが重要となります。下記の表を参考にして、災害情報を収集するようにしましょう。

テレビ・ラジオ・データ放送	気象庁、あま市、国や県の河川事務所から発表される気象・災害等の情報が分かります。 テレビのリモコン(地上デジタル放送用)の「dボタン」を押すと、データ放送の気象・災害等の詳細な情報が確認できます。
●あま市公式ウェブサイト http://www.city.ama.aichi.jp/ http://www.city.ama.aichi.jp/mobile/【携帯サイト】	トップページから最新の情報が確認できます。 トップページ > くらしの情報 > 防災・安全 > 防災から、避難所一覧、洪水ハザードマップが確認できます。
●あま市安全安心メール 登録方法は、あま市公式ウェブサイトを確認して下さい	市政情報・災害情報などがメール配信されます。
●エリアメール(NTTドコモ緊急速報) 登録方法は、あま市公式ウェブサイトを確認して下さい	緊急地震速報、災害・避難情報がメール配信されます。
●気象庁ホームページ http://www.jma.go.jp/	気象警報・注意報、台風情報、洪水予報、土砂災害警戒情報、レーダー・アメダスなどが確認できます。
●国土交通省 川の防災情報 http://www.river.go.jp/ http://i.river.go.jp/【携帯サイト】	全国の洪水予報、水位、雨量等の情報が確認できます。 XバンドMPレーダー雨量(試験配信)より、詳細かつリアルタイムな情報が確認できます。
●愛知県 川の防災情報 http://www.kasen-owari.jp/ http://www.kasen-owari.jp/m/【携帯サイト】	愛知県が管理する河川(新川・五条川・日光川・福田川・蟹江川など)について、洪水予報、水位、カメラ画像、雨量などの情報が確認できます。

●交通安全

■交通事故をなくすために!!

(1)「ストップ」

歩行者、自転車、自動車にかかわらず、赤信号や一時停止場所では確実にストップしましょう。また飲酒運転はやめましょう。

(2)「スロー」

見通しの悪い交差点では徐行し、子どもや高齢者を見かけたら速度を落とすなど速度を控えてスローな運転を心掛けましょう。

(3)「スマート」

急発進や空ぶかし、運転中の携帯電話の使用はしない、シートベルトは全席着用などすべての人に思いやりを持ってスマートな運転を奨励しましょう。

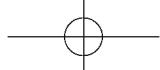
海部県民生活プラザ	0567-24-2500	・相談(予約制) 毎月第1・3金曜日 午後1時～午後4時
中央県民生活プラザ	052-962-5100	・相談 月～金曜日(土・日) 午前9時～午後5時15分 (午前9時～午後4時30分)
(財)日弁連 交通事故相談センター (名古屋相談所)	052-252-0044	・相談 月～土曜日 午前10時15分～午後4時 20分

■交通事故でお困りのときは?

交通事故にあった場合、損害賠償請求(被害者側)、損害賠償責任(加害者側)が発生してきます。この損害賠償等でどうすればよいか判断に迷う場合は、次の機関で無料相談を行っておりますのでご利用ください。



防災
・
救急



避難所

■窓口 総務部安全安心課 TEL 444-0862

どこに避難するか知っていますか？

災害時に備え、あらかじめ避難所や危険箇所を把握し、安全に避難できるルートを確認しておこが重要です。自宅や職場の近くにある避難所を確認しておきましょう。



防災・
救急

避難所へ移動するときに 気をつけること



■避難する前に！
避難するときには、火元を点検しましょう

双鈴白軒車店
そうれいじてんしゃてん

出張修理
出張費、修理費用込（指定区域内）

処分車無料
当店でお買上げなら荷台でも処分OK！

配達無料
10,000円以上の自転車（指定区域内）

修理割引
当店購入車の修理工賃割引、出張費割引有り

他店でお買上げの自転車でもお気軽に修理をご依頼下さい

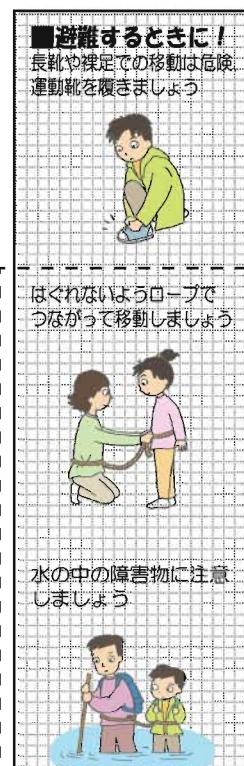
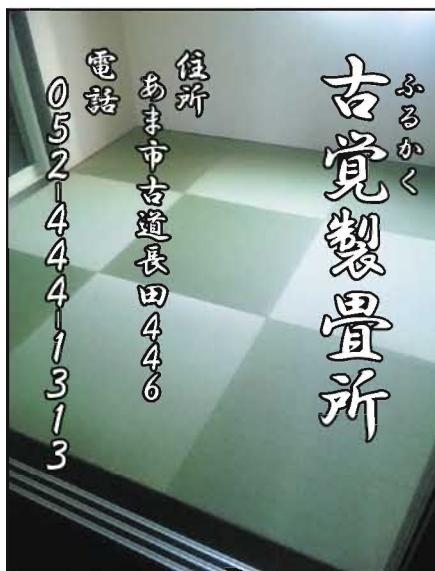
TEL 052-446-2996

〒490-1115 あま市坂牧坂塙75-1

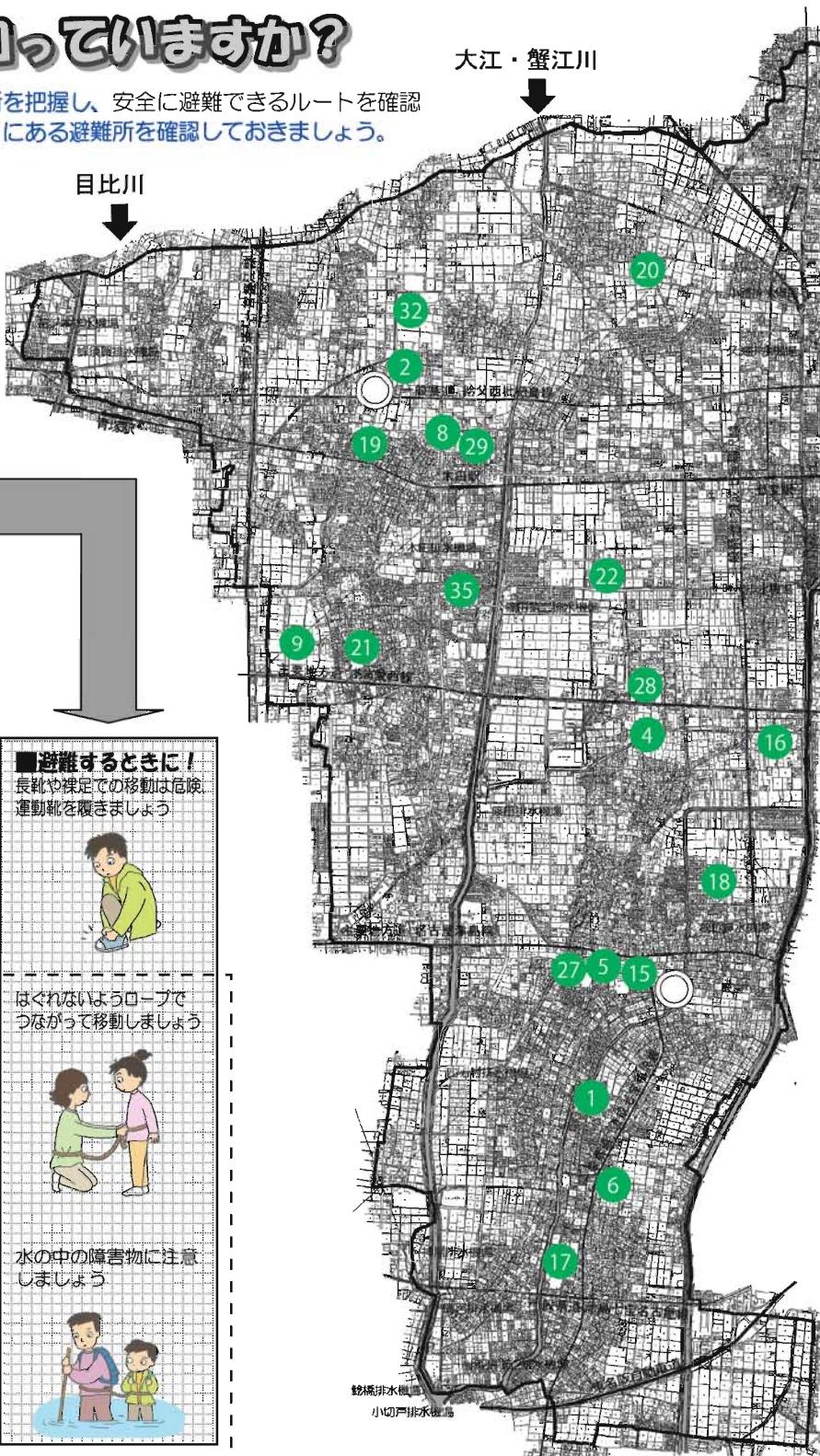
●営業時間 10:00～19:00

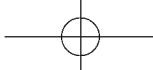
●定休日 毎週水曜日

<http://www.sorei.net>



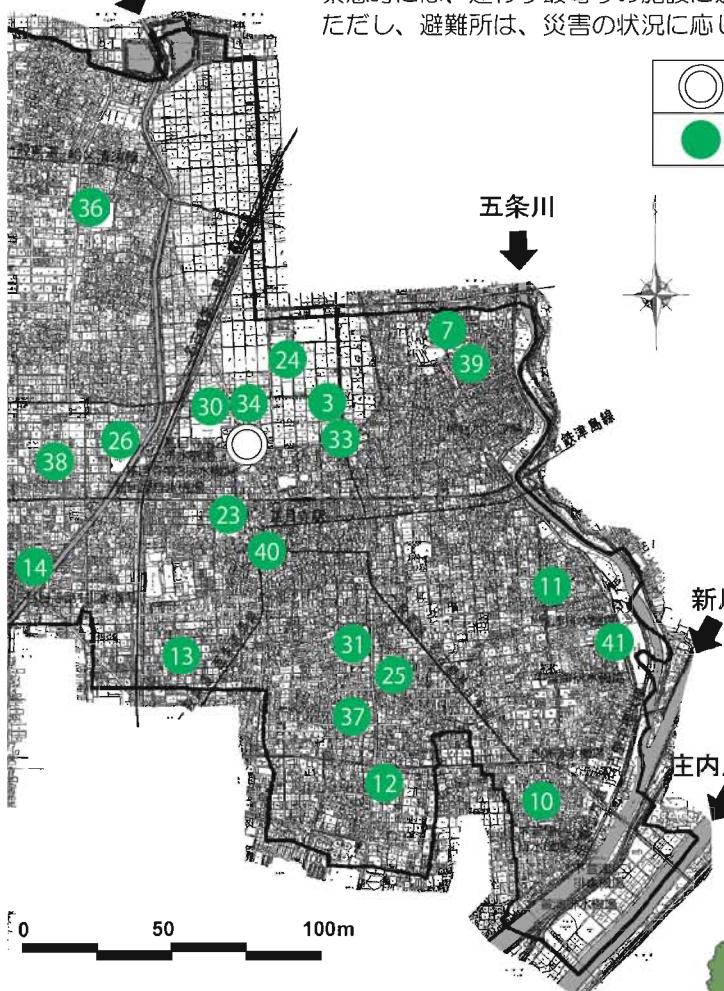
大江・蟹江川





避難情報に注意！

福田川



五条川

	市役所/庁舎
	避難所

避難所

■避難所一覧

名称	電話番号(052)
① 七宝保健センター	441-5665
② 美和保健センター	443-3838
③ 基目寺総合福祉会館	444-1177
④ 七宝焼アートヴィレッジ	443-7588
⑤ 七宝公民館	444-2511
⑥ 七宝総合体育館	441-5001
⑦ 人権ふれあいセンター	444-5393
⑧ 美和情報ふれあいセンター	444-1712(企画政策課)
⑨ 篠田防災コミュニティセンター	444-1712(企画政策課)
⑩ 下萱津コミュニティ防災センター	443-0019
⑪ 上萱津コミュニティ防災センター	449-7450
⑫ 坂牧コミュニティ防災センター	445-9300
⑬ 基目寺南防災センター	446-4400
⑭ 新居屋防災センター	445-5360
⑮ 七宝小学校	444-2035
⑯ 宝小学校	444-8294
⑰ 伊福小学校	444-8297
⑱ 秋竹小学校	442-8553
⑲ 美和小学校	444-1047
⑳ 正則小学校	444-1073
㉑ 篠田小学校	444-1059
㉒ 美和東小学校	441-8577
㉓ 基目寺小学校	444-0040
㉔ 基目寺東小学校	441-4493
㉕ 基目寺南小学校	442-4717
㉖ 基目寺西小学校	443-0024
㉗ 七宝中学校	444-2051
㉘ 七宝北中学校	441-7700
㉙ 美和中学校	444-1026
㉚ 基目寺中学校	444-0074
㉛ 基目寺南中学校	443-1511
㉜ 美和文化会館	449-1114
㉝ 基目寺総合体育館	443-8151
㉞ 基目寺公民館	444-1621
㉟ 美和児童館	443-5454
㉟ 基目寺北児童館(森憩の家)	445-1367
㉞ 基目寺南児童館(本郷憩の家)	443-1753
㉞ 基目寺西児童館(新居屋憩の家)	442-0083
㉟ 基目寺老人福祉センター	443-2033
㉟ 基目寺会館	443-1400(1階)
㉟ コミュニティプラザ萱津	449-2711



防災
救急

避難所・避難ルートを確認しておきましょう

あなたの自宅、職場から避難所まで実際に歩いてみて、安全で避難しやすいルートを確認しましょう。



（広告）

安全は全てに優先する

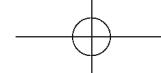


TECHI 勅使川原産業株式会社

本社 あま市新居屋山 131-1 TEL052-442-8817 FAX052-443-2860

本社営業所 名古屋 小牧 羽島 袋井 静岡 岩瀬 仙台 盛岡 秋田 青森





●防犯

■犯罪のない街を目指して

(1)「犯罪にあわない」

犯罪の防止は、市民の皆様ご自身の安全にかかる大切な問題です。まず自分が犯罪にあわないよう自らの行動に気をつけることが重要です。防犯意識を高め、身の回りの防犯対策を進めましょう。

(2)「犯罪を起こさせない」

地域の防犯力を高め、犯罪を起こさせない環境づくりに地域をあげて取り組むことが必要です。防犯パトロール等の自主的な防犯活動を進めましょう。

(3)「犯罪を見逃さない」

犯罪を目撃したり、不審者を発見したりしたときには、まず警察へ通報していただくことが重要です。また、声かけなどにより、犯罪企図者の接近を防ぐことも必要です。



防災・
救急

■犯罪にあってしまったら？

(1)事件解決のキーワードは「素早い通報」にあります。犯罪にあってしまったら、まず、あせらず落ち着いて110番通報してください。

(2)犯罪被害に関する各種相談窓口

ハートフルライン 〔犯罪被害者のためのこころの悩み相談〕	052-954-8897	月～金曜日〔祝日、年末年始を除く〕 午前9時～午後5時まで
ハートフルステーション・あいち 〔性犯罪被害に関する相談〕 一宮市の大雄会第一病院内	0570-064-810	月～土曜日〔祝日、年末年始を除く〕 午前9時～午後8時まで
レディース・ホットライン 〔性犯罪被害相談〕	0120-67-7830	月～金曜日〔祝日、年末年始を除く〕 午前9時～午後0時まで 午後1時～午後5時まで
ふれあいコール 〔電車内の痴漢被害相談〕	052-561-0184	毎日受付
(社)被害者サポートセンターあいち 〔犯罪の被害にあわれた方やご家族へ〕	052-232-7830	月～金曜日〔祝日、年末年始を除く〕 午前10時～午後4時まで

救急医療

■窓口

市民生活部健康推進課

■海部地区急病診療所

津島市義原町字郷西37番地 TEL 0567-25-5210
平日夜間、土曜日、日曜日・祝日、年末年始(12月30日～1月3日)の内科・小児科および歯科(平日夜間除く。)の診療が受けられます。(診察の際には、必ず健康保険証をお持ちください。)

ご利用の際には、直接お電話でご確認ください。

診療科目	診療日	受付時間
内 科 小 兒 科	日曜日・祝日・休日 年末年始(12月30日～1月3日)	9:00～11:30 13:00～16:30 18:00～20:30
	土曜日	18:00～20:30
	上記以外の月曜日から金曜日	20:30～23:00
歯 科	日曜日・祝日・休日 年末年始(12月30日～1月3日)	9:00～11:30 14:00～16:30

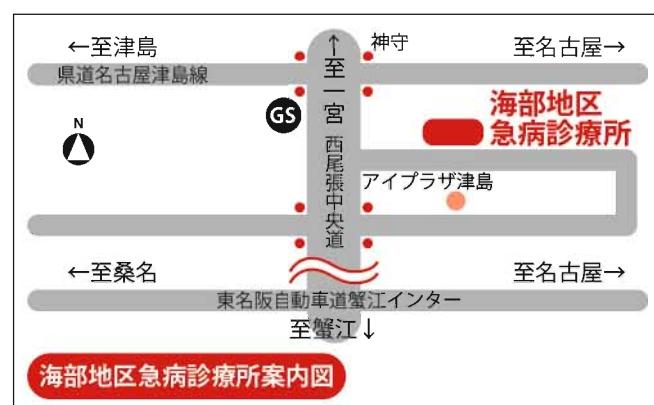
当番医については毎月の広報でご確認ください。

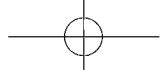
診療科目	診療日	診療時間
外 科	土曜日	13:00～17:00
	日曜日・祝日	9:00～17:00

■平日夜間・休日診療に関するお問い合わせ

平日夜間および休日に診療可能な医療機関をご案内します。

区分	電話番号
海部東部消防署	442-0119
救急医療情報センター	263-1133





届出と証明

住民票・戸籍や税などの証明書発行や申請・届出などは、最寄りの庁舎でサービスを受けることができます。

戸籍に関する主な届出

届出には期限のあるものがありますのでご注意ください。

■窓口

甚目寺庁舎：市民生活部市民課 TEL 444-3167
 本庁舎：総務部美和市民サービスセンター TEL 444-0968
 七宝庁舎：総務部七宝市民サービスセンター TEL 441-7117

届出の種類	持参するもの	内容・留意事項
出生届	・出生届書(出生証明書)・届出人の印鑑 ・母子健康手帳・本人を確認できるもの※	出生した日から14日以内に届出をしてください。届出人は父または母です。
死亡届	・死亡届書(死亡診断書) ・届出人の印鑑	死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。埋火葬許可証を発行します。
婚姻届	・婚姻届書 ・夫および妻の印鑑(旧姓、届書に押したもの) ・戸籍謄本(本籍が他市区町村の方) ・本人を確認できるもの※	婚姻と同時に転入される方は、前住所地からの転出証明書をご持参ください。(この場合は、平日の8:30~17:15に限ります。)
離婚届	・離婚届書 ・夫および妻の印鑑 ・戸籍謄本(本籍が他市区町村の方) ・本人を確認できるもの※	・夫婦間の未成年の子について、親権者を定めてください。 ・調停離婚の場合は家庭裁判所の指示に従ってください。

※婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届、認知届の際には、本人確認のため顔写真付きの身分証明書(住民基本台帳カード・運転免許証・パスポートなど)の提示をお願いします。

・国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、その他関係手続きに該当の方は手帳等をご持参ください。

■戸籍届出受付時間(出生・死亡・婚姻・離婚届など)

本庁舎：終日(土・日・祝日・年末年始も受付します)
 七宝庁舎・甚目寺庁舎：平日の8:30~17:15

住民登録に関する主な届出

住所の異動などがあった場合には、届出が必要です。

■窓口

甚目寺庁舎：市民生活部市民課 TEL 444-3167
 本庁舎：総務部美和市民サービスセンター TEL 444-0968
 七宝庁舎：総務部七宝市民サービスセンター TEL 441-7117

主な届出の種類	持参するもの	内容・留意事項
転入届 (市外から引っ越してきたとき)	・印鑑 ・転出証明書 ・本人を確認できるもの※	転入した日から14日以内に届出をしてください。
転出届 (市外へ引っ越すとき)	・印鑑 ・印鑑登録証(登録者) ・本人を確認できるもの※	・他市町村へ転出する前に届出をしてください。 ・転出証明書を発行しますので、新しい住所地で転入の手続きをしてください。
転居届 (市内で住所を変えたとき)	・印鑑 ・本人を確認できるもの※	市内での住所の変更があった場合には、異動してから14日以内に届出をしてください。
世帯主変更届	・印鑑 ・本人を確認できるもの※	世帯主を変更した日から14日以内に届出をしてください。

※届出の際には、本人確認のため顔写真付きの身分証明書(住民基本台帳カード・運転免許証・パスポートなど)の提示をお願いします。

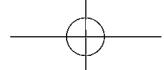
- ・外国人の方は、在留カード又は特別永住者証明書をご持参ください。
- ・本人が届出できないときには、世帯主または委任代理人(委任状等が必要)、法定代理人(親権者)の方が届出できます。※法定代理人は戸籍謄本等の提示が必要な場合があります。
- ・国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、その他関係手続きに該当の方は手帳等をご持参ください。

■住民登録届出受付時間

本庁舎・七宝庁舎・甚目寺庁舎：平日の8:30~17:15



届出と証明



特別永住者に関する主な届出

■窓口

甚目寺庁舎：市民生活部市民課 TEL 444-3167

主な申請の種類	持参するもの	その他
更新申請	<ul style="list-style-type: none"> ・旅券 ・特別永住者証明書(外国人登録証明書) ・写真1枚(縦4cm×横3cm) ※16歳未満は写真不要 	即日交付はできません。
再交付申請	<ul style="list-style-type: none"> ・旅券 ・特別永住者証明書 ・写真1枚(縦4cm×横3cm) ※16歳未満は写真不要 ・その他(申請理由によって立証資料等必要な場合があります) 	即日交付はできません。

※写真について(注意事項)

3ヶ月以内に撮影したもの、無背景(影を含む)、無帽、写真の焦点が合っていること。
特に写真のサイズに注意してください。

■特別永住者証明書申請受付時間

甚目寺庁舎：平日の8:30～17:15(本庁舎及び七宝庁舎では受付しておりません。)

印鑑登録

市内に住民登録してある15歳以上の方(成年被後見人の方を除く)は印鑑の登録ができます。

※旧町で登録済みの印鑑登録は、新市に引き継がれますので、改めて登録する必要はありません。来庁された際に「あま市」の印鑑登録証(磁気カード)と交換します。(無料)

■窓口

甚目寺庁舎：市民生活部市民課 TEL 444-3167

本庁舎：総務部美和市民サービスセンター TEL 444-0968

七宝庁舎：総務部七宝市民サービスセンター TEL 441-7117

●印鑑登録の申請

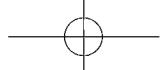
持参するもの	登録できない印鑑・留意事項
<ul style="list-style-type: none"> ・登録する印鑑 ・本人を確認できるもの (住民基本台帳カード、運転免許証、パスポートなどで写真が貼ってあるもの) ※手数料200円 	<p>【登録できない印鑑】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一世帯の方がすでに登録している印鑑 ・住民基本台帳に登録されている氏名、氏、もしくは名の一部を組み合わせたものでないもの ・職業、資格その他氏名以外の事項を表しているもの ・ゴム印など形態が変形しやすい印鑑 ・印影の大きさが一辺の長さ8mmの正方形に収まる印鑑または一辺の長さ25mmの正方形に收まらない印鑑 <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認ができない場合は、即日登録はできません。 ・病気などやむを得ない場合は、代理人により登録することができます。その場合は、代理人の印鑑と委任状が必要になり、即日登録はできません。

●印鑑登録に関する届出

こんなとき	持参するもの	こんなとき	持参するもの
印鑑登録証をなくしてしまったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・登録してある印鑑 ・本人を確認できるもの 	印鑑登録を廃止するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・登録してある印鑑 ・印鑑登録証 ・本人を確認できるもの
登録印を変えたいとき ※手数料200円	<ul style="list-style-type: none"> ・変更する登録印(新しい印鑑) ・登録してある印鑑(古い印鑑) ・印鑑登録証 ・本人を確認できるもの 	※届出を代理人が行う場合は、委任状が必要になります。(即日登録はできません)	

■印鑑登録受付時間

本庁舎・七宝庁舎・甚目寺庁舎：平日の8:30～17:15



住民基本台帳カード

顔写真付きの住民基本台帳カードと顔写真無しの住民基本台帳カードの2種類があり、顔写真付きの住民基本台帳カードは本人確認のための公的な身分証明書として使用することができます。

■窓口

甚目寺庁舎：市民生活部市民課 TEL 444-3167
 本庁舎：総務部美和市民サービスセンター TEL 444-0968
 七宝庁舎：総務部七宝市民サービスセンター TEL 441-7117

●住民基本台帳カードの申請

持参するもの	内容・留意事項
・印鑑	1 本人確認書類は、官公署が発行した申請者本人の顔写真が添付された、現に有効な身分証明書の原本を含む2点以上
・写真(縦45mm×横35mm)	2 上記のものが無い場合は、即日交付はできませんので後日の交付となります。
・本人確認書類	3 写真是、6ヶ月以内に撮影したもの、無背景、無帽なもの
※手数料500円	4 即日交付は、甚目寺庁舎(市民生活部市民課)のみとなります。

■住民基本台帳カード申請受付時間

本庁舎・七宝庁舎・甚目寺庁舎：平日の8:30～17:15



届出と証明

公的個人認証サービス

住民基本台帳カードを取得している方がインターネット上で様々な行政手続きを行う際に必要となります。詳細については「<http://www.jpkigo.jp>」までアクセスしてください。

■窓口

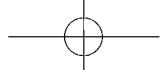
甚目寺庁舎：市民生活部市民課 TEL 444-3167
 本庁舎：総務部美和市民サービスセンター TEL 444-0968
 七宝庁舎：総務部七宝市民サービスセンター TEL 441-7117

●公的個人認証サービスの申請

持参するもの	内容・留意事項
・住民基本台帳カード ※住民基本台帳カードが写真付きで無い場合は本人確認ができるもの 運転免許証、日本国旅券(パスポート)など ※手数料500円	1 電子申請などで使用するためインターネットに接続されたパソコンと、電子証明書を利用するICカードリーダライタが必要です。 2 住民基本台帳カードの交付を先に受けてください。 3 運転免許証などの身分証明書は、住所、氏名等が最新の状態であること。

■公的個人認証サービス申請受付時間

本庁舎・七宝庁舎・甚目寺庁舎：平日の8:30～17:00



各種証明

●戸籍・住民基本台帳関係

戸籍謄本や住民票などの証明書は、最寄りの窓口で受け取ることができます。

■窓口

甚目寺庁舎：市民生活部市民課 TEL 444-3167
 本庁舎：総務部美和市民サービスセンター TEL 444-0968
 七宝庁舎：総務部七宝市民サービスセンター TEL 441-7117

【主な証明書】

証明書の種類	持参するもの	手数料	
戸籍全部・個人事項証明（謄抄本）		1通	450円
戸籍記載事項証明書		1通	350円
除籍全部・個人事項証明（謄抄本）	印鑑（代理人の場合、委任状が必要） ※あま市に本籍がない場合は、交付できません。	1通	750円
戸籍受理等証明書		1通	350円
戸籍附票の写し		1件	200円
身分証明書		1通	200円
印鑑登録	登録する印鑑、顔写真付きの身分証明証 (住民基本台帳カード・運転免許証・パスポートなど)	1件	200円
印鑑登録証明書	印鑑登録証	1件	200円
住民票の写し	印鑑（代理人の場合、委任状が必要）	1件	200円

※申請の際には、本人確認のため顔写真付きの身分証明書（住民基本台帳カード・運転免許証・パスポートなど）の提示をお願いします。

■証明書交付受付時間

本庁舎・七宝庁舎・甚目寺庁舎：平日の8:30～17:15

■時間外・休日交付電話予約サービス

（予約窓口：本庁舎 美和市民サービスセンター TEL 444-0968）

予約受付時間	交付時間	交付できるもの	交付場所
平日 9:00～17:00	平日：17:15～21:00 土日祝日（年末年始を除く）： 9:00～21:00	住民票の写し 印鑑登録証明書	本庁舎 時間外窓口

※印鑑登録証明書を予約される際には、印鑑登録証をお手元に置いて予約の電話をしてください。

●税関係の証明など

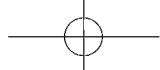
市税に関する証明書は、最寄りの窓口で受け取ることができます。

■窓口

本庁舎：総務部税務課 TEL 444-0509
 総務部収納課（納税証明） TEL 444-0413
 七宝庁舎：総務部七宝市民サービスセンター TEL 441-7117
 甚目寺庁舎：総務部甚目寺市民サービスセンター TEL 444-3155

【主な証明書】

届出の種類	納税証明	軽自動車納税証明（継続検査用）	所得・課税証明 非課税証明	営業証明	登録事項証明
申請できる方	本人又は同一世帯員 ※本人の委任状を持った代理人	本人又は車検の依頼を受けた方	本人又は同一世帯員 ※本人の委任状を持った代理人	どなたでも	
交付手数料 1件あたり	200円 1納税義務者ごとに1件	無料	200円 1納税義務者及び1年度ごとに1件	200円 1納税義務者ごとに1件	200円 1納税義務者及び1年度ごとに1件
交付窓口	収納課	税務課市民税係			税務課固定資産税係
	七宝市民サービスセンター・甚目寺市民サービスセンター				



届出の種類	価格通知	評価証明 公課証明	名寄帳の写し	閲覧(台帳) 閲覧(地籍図)	住宅家屋証明
申請できる方	本人又は同一世帯員 ※本人の委任状を持った代理人			どなたでも	どなたでも
交付手数料 1件あたり	無料	200円 1納税義務者及び1年度ごとに1件	200円 台帳:小字ごとに1件 地籍図:1頁ごとに1件	1件につき1,300円	
交付窓口		税務課固定資産税係 七宝市民サービスセンター・ 甚目寺市民サービスセンター			

※平日の時間内(午前8時30分から午後5時15分)に窓口へ来ることができない方には郵送による申請も受け付けています。詳しくは税務課又は収納課までお問い合わせください。

※申請の際には、本人確認のため身分証明書(住民基本台帳カード・運転免許証・パスポートなど)の提示をお願いします。

■証明書交付受付時間

本庁舎・七宝庁舎・甚目寺庁舎:平日の8:30~17:15



●預金口座振替による納税

市税などは、あなたの金融機関の預金口座から自動振替の方法で納めることができます。預金口座振替を利用されると納期ごとに金融機関にお出かけいただかなくても自動的にあなたの預金口座から振り替えられます。

■窓口

本庁舎 : 総務部収納課 TEL 444-0413
七宝庁舎 : 総務部七宝市民サービスセンター TEL 441-7117
甚目寺庁舎: 総務部甚目寺市民サービスセンター TEL 444-3155
(対象種目ごとの関係課及び取扱金融機関でも受け付けます。)

■対象種目

市県民税(個人普通徴収分)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、上下水道使用料金(名古屋市上水道使用料金を除く)、保育料、改良住宅家賃、美和町土地改良区費、宮田用水土地改良区費、福田悪水土地改良区費、小切戸用悪水土地改良区費、児童クラブ負担金、後期高齢者医療保険料、下水道受益者負担金

■取扱金融機関

取扱金融機関の範囲は、次の金融機関とします。

三菱東京UFJ銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三重銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、第三銀行、岐阜信用金庫、愛知信用金庫、いちい信用金庫、中日信用金庫、東海労働金庫、愛知西農業協同組合、海部東農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局

■申込み方法

預金通帳と印鑑(通帳にご使用のもの)を持参し、窓口に申請してください。

※預金残高が不足しますと振替ができませんので、納期限前に確認をお願いします。

●コンビニエンスストアで納税

平成24年4月1日以降に発行される納付書が、コンビニエンスストア(納税通知書の裏面に記載する店舗に限る)で、納税できます。

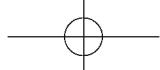
ただし、コンビニエンスストアで納付できる市税は次の「納付できる種目」のみとし、納付書にコンビニエンスストア用のバーコードが印字されているものに限ります。

■納付できる種目

市県民税(個人普通徴収分に限る)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

■取り扱いできない納付書

一枚当たりの金額が30万円を超える納付書、納期限が過ぎた納付書、金額を訂正した納付書、汚損・破損等によりバーコードを読み取れない納付書



市税

市税の主なもの

■窓口

本庁舎：総務部税務課 TEL 444-0509

●個人市民税

個人の前年の所得等に係る税金で、均等の負担をしていただく均等割と、所得に応じて負担をしていただく所得割からなっています。

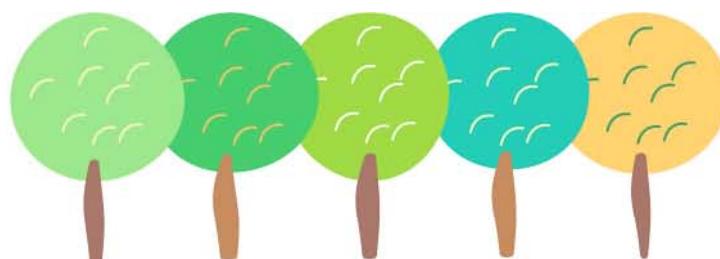
区分	内 容														
納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・1月1日現在、市内に住所があつた方 ・市内に住所がなくても、市内に事務所または家屋敷を所有している方 														
税率	<p>【均等割】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>市民税</td> <td>県民税</td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td>3,000円</td> <td>1,500円</td> </tr> </table> <p>※県民税の均等割には、あいち森と緑づくり税の500円を含みます。</p> <p>【所得割】</p> <table border="1"> <tr> <td>課税所得金額</td> <td>市民税</td> <td>県民税</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>6%</td> <td>4%</td> </tr> </table>				市民税	県民税	税額	3,000円	1,500円	課税所得金額	市民税	県民税	税率	6%	4%
	市民税	県民税													
税額	3,000円	1,500円													
課税所得金額	市民税	県民税													
税率	6%	4%													
徴収方法 および納期限	<p>【普通徴収】個人が納付書または口座振替で納付する方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1期 6月末日 ・第2期 8月末日 ・第3期 10月末日 ・第4期 1月末日 <p>【特別徴収(給与)】給与から天引きして納付する方法 給与から天引きした税額を、その翌月10日までに納付していただきます。 個人に代わって会社等が納付します。</p> <p>【特別徴収(年金)】公的年金から差し引きして納付する方法 65歳以上の方の公的年金所得に係る市・県民税は、日本年金機構などが、年金支払の際に、納税者の年金より差し引き、徴収した月の翌月の10日までに納税者に代わって納付します。</p>														

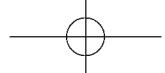
A
M
A

市
税

山田俊靖税理士事務所

事務所 あま市下萱津坪井一三番地二
TEL 〇五二一四四四一七一四九





●法人市民税

市内に事務所、事業所がある法人等に係る税で、個人市県民税と同様に均等割と法人の所得に応じて負担していただく法人税割とがあります。

区分	内 容
納 税 義 務 者	・市内に事務所または事業所を有する法人 ・市内に事業所または事務所がなくても、市内に寮等を有している法人等
税 率	【均等割】 資本金、従業員数に応じ9区分…年額5万円から300万円 【法人税割】 法人税額の12.3%

●固定資産税

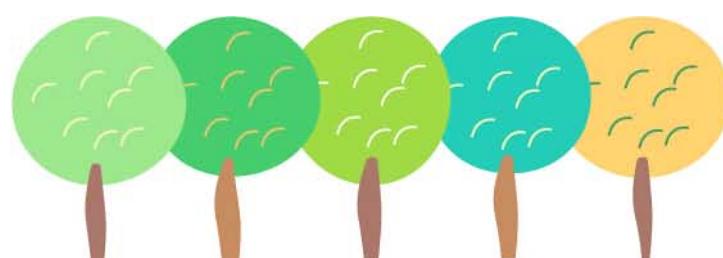
土地、家屋、償却資産(事業用に供している機械器具、備品等)に対して課税される市税です。

区分	内 容						
納 税 義 務 者	1月1日現在、市内に土地、家屋、償却資産を所有している方						
課 税 標 準 額	固定資産税課税台帳に登録された価格						
免 税 点	同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合は、固定資産税は課税されません。 <table border="1"> <tr> <th>土地</th> <th>家屋</th> <th>償却資産</th> </tr> <tr> <td>30万円</td> <td>20万円</td> <td>150万円</td> </tr> </table>	土地	家屋	償却資産	30万円	20万円	150万円
土地	家屋	償却資産					
30万円	20万円	150万円					
税 率	1.4% (課税標準額×税率=税額)						
納 期 限	・第1期 5月末日 ・第2期 7月末日 ・第3期 12月25日 ・第4期 2月末日						



市税

〈広 告〉



不動産の税金
相続税でお悩みの方

0120-099-839

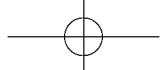
TKCコンピュータ会計

税理士法人
ブレインバンク

あま事務所 あま市木田八反田21 コーポM1
H P <http://www.souzoku-clinic.info/>

あま市暮らしの便利帳

47



●軽自動車税

4月1日現在で、市内に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している方に對して課税される市税です。

旧町で交付された標識(ナンバープレート)は、そのまま使用できます。

区分	内容															
納税義務者	4月1日現在、市内に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車(農耕用)などを所有している方															
税率	【主な車種区分ごとの税率】															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>車種区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>50cc以下 50cc超90cc以下 90cc超 ミニカー三輪以上</td> <td>1,000円 1,200円 1,600円 2,500円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>二輪 四輪／乗用／自家用 四輪／貨物／自家用</td> <td>2,400円 7,200円 4,000円</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td>251cc以上</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>農耕用 その他</td> <td>1,600円 4,700円</td> </tr> </tbody> </table>		車種区分	税率	原動機付自転車	50cc以下 50cc超90cc以下 90cc超 ミニカー三輪以上	1,000円 1,200円 1,600円 2,500円	軽自動車	二輪 四輪／乗用／自家用 四輪／貨物／自家用	2,400円 7,200円 4,000円	二輪の小型自動車	251cc以上	4,000円	小型特殊自動車	農耕用 その他	1,600円 4,700円
車種区分	税率															
原動機付自転車	50cc以下 50cc超90cc以下 90cc超 ミニカー三輪以上	1,000円 1,200円 1,600円 2,500円														
軽自動車	二輪 四輪／乗用／自家用 四輪／貨物／自家用	2,400円 7,200円 4,000円														
二輪の小型自動車	251cc以上	4,000円														
小型特殊自動車	農耕用 その他	1,600円 4,700円														
納期限	5月末日															

A
M
A

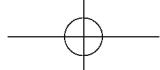
市
税

●主な市税の納期

種類	納期											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
個人市県民税			1期		2期		3期			4期		
固定資産税		1期		2期					3期		4期	
軽自動車税		全期										

※納期限はそれぞれ納期月の末日(12月のみ25日)です。ただし、末日が土曜日の場合は翌々日、日曜日・祝日の場合は翌日になります。





医療保険・福祉医療・国民年金

国民健康保険

国民健康保険は、病気やケガに備えて、加入者の皆さんのが所得等に応じて保険税を出し合い、医療機関にかかるときの負担を軽くしようという助け合いの制度です。

■窓口

甚目寺庁舎：市民生活部保険医療課 TEL 444-3168
 本庁舎：総務部美和市民サービスセンター TEL 444-0968
 七宝庁舎：総務部七宝市民サービスセンター TEL 441-7117

■加入する方

職場の健康保険等の加入者や生活保護を受けている人を除いた市内に住むすべての人が、加入しなければなりません。

■加入・脱退・その他の届出

【国民健康保険に加入するとき】

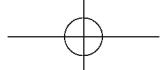
こんなとき	必要なもの
他の市町村から転入してきたとき	・印鑑 ※先に転入の手続きをしてください。※国外からの場合はパスポート。
勤務先の健康保険をやめたときや被扶養者からはずれたとき	・印鑑 ・職場の健康保険をやめた証明書
子どもが生まれたとき	・印鑑 ・国民健康保険被保険者証 ※先に出生の手続きをしてください。
生活保護を受けなくなったとき	・印鑑 ・保護廃止決定通知書



医療保険・福祉医療・国民年金

【国民健康保険をやめるとき】

こんなとき	必要なもの
他の市町村へ転出するとき	・印鑑 ・国民健康保険被保険者証 ※先に転出届の手続きをしてください。
勤務先の保険に入ったときや被扶養者に認定されたとき	・印鑑 ・国民健康保険被保険者証 ・加入した健康保険の保険証(対象者全員分)
死亡したとき	・印鑑 ・国民健康保険被保険者証 ※先に死亡届の手続きをしてください。
生活保護を受けるようになったとき	・印鑑 ・国民健康保険被保険者証 ・保護開始決定通知書
後期高齢者医療制度の対象となったとき(75歳となって対象となるときは届出不要)	・印鑑 ・国民健康保険被保険者証



【その他のとき】

こんなとき	必要なもの
退職者医療制度に該当したとき	・印鑑 ・国民健康保険被保険者証 ・年金証書
住所、氏名、世帯主などが変わったとき	・印鑑 ・国民健康保険被保険者証
国民健康保険被保険者証を紛失したとき	・印鑑 ・本人確認ができるもの(運転免許証など) ・遺失物届など
就学で子どもが他の市区町村に住民票を移す必要があり、かつ国保加入世帯と生計を同じくする場合	・印鑑 ・国民健康保険被保険者証 ・在学証明書

※国保に加入するとき、またはやめるときは、14日以内に窓口に届出が必要です。

- ・加入の届出が遅れると、加入資格を得た時点までさかのぼって保険税が課税されます。
- ・国保では世帯ごとに加入し、世帯主がまとめて保険税の納付を行います。保険証は加入者個人ごとの交付になります。

■国民健康保険で受けられる給付



給付の種類	給付の内容															
療養の給付	<p>被保険者が病気やケガをしたとき、お医者さんにかかった医療費の一部(一部負担金)を支払うだけで、治療が受けられます。自己負担額の割合は次のとおりです。</p> <table> <tbody> <tr> <td>・0歳～小学校就学前</td> <td>2割</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>・小学1年生～小学6年生</td> <td>3割</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>・中学1年生～中学3年生</td> <td>3割</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>・義務教育終了後～69歳</td> <td>3割</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・70歳～74歳</td> <td>2割(平成25年3月31日までは1割)</td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 小学6年生までは、子ども医療費助成制度により一部負担金が助成されますので、県内の医療機関での窓口負担はありません。</p> <p>※2 入院の場合には、中学1年生から中学3年生まで子ども入院医療費助成制度があります。(申請による償還払い)</p> <p>※3 現役並み(一定以上)の所得者は3割</p>	・0歳～小学校就学前	2割	※1	・小学1年生～小学6年生	3割	※1	・中学1年生～中学3年生	3割	※2	・義務教育終了後～69歳	3割		・70歳～74歳	2割(平成25年3月31日までは1割)	※3
・0歳～小学校就学前	2割	※1														
・小学1年生～小学6年生	3割	※1														
・中学1年生～中学3年生	3割	※2														
・義務教育終了後～69歳	3割															
・70歳～74歳	2割(平成25年3月31日までは1割)	※3														
療養費	被保険者がやむを得ない理由で、保険証が使えなかったときなどの場合は、かかった医療費をいったん全額自己負担してもらい、保険で認められた部分から一部負担分を除いた額を払い戻します。															
出産育児一時金	国民健康保険に加入している方が出産したとき、出生児1人毎に出産育児一時金42万円が支給されます。															
葬祭費	国民健康保険の加入者が死亡されたときに、その葬祭を行った方に5万円が支給されます。															
高額療養費	入院等で一部負担金が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。															

■保険証が使えないとき

- ・健康診断・人間ドック、予防注射、経済上の理由による妊娠中絶、正常な妊娠・分娩、歯科矯正、美容整形等、仕事上の病気やけが(労災保険の対象)など
- ・故意の犯罪行為や故意の事故、けんかや泥酔などによる傷病、医師や保険者の指示に従わなかつたときなどは給付が制限されます。

【特定健診】

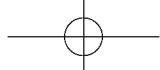
- ・対象者
あま市国民健康保険に加入の方で、40～74歳の方
(対象者には案内等を送付します。)

【特定保健指導】

- ・対象者
健診結果により生活習慣の改善が必要と判断された方
(対象者には健診後「保健指導利用券」を送付します。)

■特定健診・特定保健指導

年々増加している糖尿病、心筋梗塞等の生活習慣病を早期に発見し、自覚症状のない段階から生活習慣の改善をしていただくためにメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健診及び特定保健指導を実施しています。



後期高齢者医療保険

75歳以上の方と一定の障がいがあると認定された65歳以上の方が加入する高齢者の医療制度で、愛知県のすべての市町村が加入する愛知県後期高齢者医療広域連合が主体となって運営する制度です。

■窓口

甚目寺庁舎：市民生活部保険医療課 TEL 444-3168
 本庁舎：総務部美和市民サービスセンター TEL 444-0968
 七宝庁舎：総務部七宝市民サービスセンター TEL 441-7117

■加入する方

75歳になった方は、今まで加入していた国民健康保険や会社の健康保険等を脱退し、後期高齢者医療制度に加入して医療を受けます。健康保険や共済組合等の被扶養者だった方も加入します。

※65歳以上で一定の障がいのある方は、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

■加入・脱退・その他の届出

【後期高齢者医療保険に加入するとき】

こんなとき	必要なもの
75歳になつたとき	お届けの必要はありません。75歳到達月の前月に郵送で被保険者証をお送りします。
他の市町村から転入してきたとき	・印鑑 ・負担区分証明書等(県外の市町村から転入の場合)
65歳以上75歳未満で一定の障がいの状態になつたとき	・印鑑 ・障害者手帳等、障がいの状態が確認できるもの
生活保護を受けなくなつたとき	・印鑑 ・保護廃止決定通知書



【後期高齢者医療保険の資格がなくなるとき】

こんなとき	必要なもの
他の市町村へ転出するとき	・印鑑 ・後期高齢者医療保険被保険者証
死亡したとき	・印鑑 ・後期高齢者医療保険被保険者証
生活保護を受けるようになったとき	・印鑑 ・後期高齢者医療保険被保険者証 ・保護開始決定通知書

【その他】

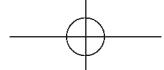
こんなとき	必要なもの
住所、氏名が変わったとき	・印鑑 ・後期高齢者医療保険被保険者証
後期高齢者医療保険被保険者証を紛失したとき	・印鑑 ・本人確認ができるもの(運転免許証など)

※本人が届出できないときには、世帯主または委任代理人(委任状等が必要)が届出できます。お届けには届出者の本人確認が出来るもの(運転免許証など)をお持ちください。

■保険料

後期高齢者医療制度では、加入する方全員に保険料を納めていただくことになります。保険料の額は「均等割額」と、所得に応じて計算される「所得割額」との合算になります。なお、所得の低い方は、世帯の所得水準に応じて、保険料額が軽減されます。

保険料の納付方法は、原則、特別徴収(年金からの天引き)となります。年金年額18万円未満の方や後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金の2分の1を超える方などは、普通徴収となり納付書もしくは口座振替で納めることになります。



■後期高齢者医療で受けられる給付

給付の種類	給付の内容
療養の給付	被保険者が病気やケガをしたとき、お医者さんにかかった医療費の一部(一部負担金)を支払うだけで、治療が受けられます。自己負担額の割合は次のとおりです。 ・一般の方 1割 ・現役並み所得のある方 3割
療養費	被保険者がやむを得ない理由で、保険証が使えなかったときなどの場合は、かかった医療費をいったん全額自己負担してもらい、保険で認められた部分から一部負担分を除いた額を払い戻します。
葬祭費	後期高齢者医療の加入者が死亡されたときに、その葬祭を行った方に5万円が支給されます。
高額療養費	入院等で一部負担金が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

■健康診査

糖尿病等の生活習慣病を早期に発見し、予防するため、年1回の健康診査を実施します。

福祉医療

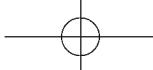


子ども、身体などの不自由な方、母子家庭父子家庭の方などを対象に、健康保持と生活の安定をはかるため、医療費の保険適用分の自己負担額を助成する制度です。

■窓口

甚目寺庁舎：市民生活部保険医療課 TEL 444-3168
 本庁舎：総務部美和市民サービスセンター TEL 444-0968
 七宝庁舎：総務部七宝市民サービスセンター TEL 441-7117

種類	内容
子ども医療費助成	お子様の保険診療による医療費自己負担額を助成します。(所得制限なし) •通院は12歳到達後最初の3月31日まで無料 •入院は15歳到達後最初の3月31日まで無料
母子家庭等医療費助成	18歳以下(年度末)の児童を扶養している母子・父子家庭の方、又は父母のいない児童の保険診療による、入・通院医療費自己負担額を助成します。(所得制限あり)
障害者医療費助成	身体障害者手帳・療育手帳所持者で一定の条件に該当する方、自閉症状群と診断された方の保険診療による、入・通院医療費自己負担額を助成します。(所得制限なし) 【対象者】 •身体障害者手帳所持者1級～3級 •身体障害者手帳所持者4級で腎臓機能障害とされている方 •身体障害者手帳所持者4級～6級で進行性筋委縮症とされている方 •知能指数50以下の知的障がい者 •自閉症状群(アスペルガー・高機能自閉症含む)と診断された方
精神障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳所持者の保険診療による精神障害医療費自己負担額を助成します。(所得制限なし) 【対象者】 •入院は精神障害者保健福祉手帳所持者 •通院は精神障害者保健福祉手帳所持者かつ自立支援医療受給者
後期高齢者福祉医療費助成	後期高齢者医療被保険者のうち、一定の条件に該当する方の保険診療による、入・通院医療費自己負担額を助成します。 【対象者】 •障害者医療の受給資格者(所得制限なし) •母子家庭等医療の受給資格者(所得制限あり) •精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者(所得制限なし) •戦傷病者手帳所持者(所得制限あり) •都道府県知事による入院勧告・措置された結核患者等(所得制限なし) •寝たきり・認知症の状態で生活介護を3ヶ月以上継続している方(市町村民税非課税世帯) •都道府県知事により入院措置された精神障がい者(所得制限なし)



国民年金

国民年金は、すべての国民を対象として、老齢・障がい・死亡に関して必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的とした制度です。

■窓口

甚目寺庁舎：市民生活部保険医療課 TEL 444-3168
 本庁舎：総務部美和市民サービスセンター TEL 444-0968
 七宝庁舎：総務部七宝市民サービスセンター TEL 441-7117

■加入する方

日本国内に住所のある20歳から60歳未満の人は、被用者年金制度の老齢(退職)年金を受けられる人を除いて、国民年金の被保険者になります。

【国民年金の被保険者】

種類	内容
第1号被保険者	20歳以上60歳未満の自営業者等
第2号被保険者	厚生年金保険の被保険者及び共済組合等の組合員または加入者
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人

■国民年金の届出

【主な届出】

こんなとき	必要なもの
勤務先を退職したとき(厚生年金や共済組合をやめたとき)	・印鑑 ・年金手帳 ・退職した日が確認できる書類
厚生年金や共済組合に加入している配偶者に扶養されなくなったとき	・印鑑 ・年金手帳 ・扶養されなくなった日が確認できる書類
任意加入するとき、やめるとき	・印鑑 ・年金手帳
付加年金加入するとき、やめるとき	・印鑑 ・年金手帳
保険料の納付が困難なとき	・印鑑 ・年金手帳 ・学生証(学生納付特例を申請する場合)
生活保護を受けるようになったとき	・印鑑 ・年金手帳 ・保護開始決定通知書

【給付の種類】

種類	内容
老齢基礎年金	原則として、保険料を納めた期間と免除された期間および合算対象期間を合わせて25年以上ある人が、65歳に達したときに受給できます。
障害基礎年金	原則として、国民年金の被保険者期間中に初診日がある病気・けがで障がい者になったときに受給できます。 被保険者の資格を喪失したあとでも、60歳以上65歳未満で国内在住中に初診日がある病気・けがで障がい者になったときに受給できます。
遺族基礎年金	被保険者または老齢基礎年金の資格期間を満たした人などが死亡したときに、その人の子のある妻または子が受給できます。
付加年金	付加保険料を納めた人が老齢基礎年金の受給権を得たときに受給できます。
寡婦年金	第1号被保険者としての保険料納付済期間等が25年以上ある夫が年金を受けずに死亡した場合に、10年以上婚姻関係があった妻に60歳から65歳までの間受給できます。
死亡一時金	3年以上国民年金の保険料を納付した人が、年金を受けずに死亡した場合に、その遺族が受給できます。

